

松田町 保育所等利用の手引き



松田町子育て健康課

Ver.2025

目 次

目次	P 1
1. 保育所等とは	P 2
2. 保育所等の利用申込みができる方とは	P 2
3. 保育の必要性の認定	P 2
4. 「保育時間」について	P 3
5. 「利用期間」について	P 4
6. 利用者負担金（保育料）について	P 5
7. 入所に必要な書類	P 7
8. 入所の手続き	P 8
9. 入所申込後の各種手続き	P 9
10. 退所するときは	P 10
11. その他保育サービス	P 10
12. 松田町内の保育所等	P 11

1. 保育所等とは

認可保育所、認定こども園（保育園部分）、小規模保育所（以下、「保育所等」といいます）は、仕事や病気等の事情により、保護者が家庭で子どもの保育ができない場合に、0～5歳児のお子様をお預かりして保育を行う施設です。

それぞれの施設の主な特徴は、次のとおりです。

認可保育所・・・施設の広さや保育士の数などの一定基準を満たして認可された保育所

認定こども園・・・幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設

小規模保育所・・・認可保育所より少人数（19人未満）で0～2歳の子どもを預かる事業（施設）

現在、松田町には認可保育所「松田さくら保育園」と、小規模保育所「サンライズキッズなのはな保育園」があります。

2. 保育所等の利用申込みができる方とは

子どもの保護者が次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、保育ができない状態にある場合に限り、保育所等の利用申込みをすることができます。

保育を必要とする事由		保育所等を利用できる期間
就労	月 48 時間以上就労している（家事手伝いは不可）	就労が継続している期間
妊娠・出産	妊娠中や出産後間もない	産前産後期間（※1）
病気・けが・障がい	保護者が病気、けが、身体や精神に障がいがある	町が必要と認める期間
介護・看護	同居親族を常時介護、または看護している	町が必要と認める期間
災害	災害を受け、家屋の復旧等にあたっている	町が必要と認める期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている	最長、3か月間（※2）
就学	学校や職業訓練校等に通っている（通信教育は不可）	卒業予定日の月末まで
虐待・DV	児童虐待や、配偶者等からの DV の恐れがある	町が必要と認める期間
育児休業	既に保育所等を利用している児童について、その子の継続利用が必要な場合 (育児理由での新規入所はできません)	育休終了日の月末まで

（※1）産前とは出産予定日の8週前にあたる日の翌月1日、産後とは出産日から8週後にあたる日の翌日が属する月の末日となり、この期間が産前産後期間となります。

（※2）「求職活動」の場合は、入所後3か月以内に就労されないと、退所となります。

3. 保育の必要性の認定

保育所等の利用にあたり、保育の必要性の認定を受けることになります。認定の区分は、年齢や利用希望の施設によって3つに分かれます。さらに、保育の必要量によって、保育標準時間と保育短時間に区分されます。

保育の必要性の認定区分

認定区分	年齢	対 象	主な利用先
1号認定 教育標準時間認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園（幼稚部）
2号認定 保育認定（満3歳以上）	3～5歳	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園（保育部）
3号認定 保育認定（満3歳未満）	0～2歳	同上	保育所、認定こども園（保育部） 地域型保育事業

※「1号認定」に該当する方は、幼稚園や認定こども園（幼稚部）に直接申込となります。

※年度途中でお子様が満3歳を迎える場合、3号認定から2号認定に変更となりますが、満3歳を迎えた年度については、認定区分変更に伴う利用者負担額の変更はありません。

4. 「保育時間」について

保育所等の開所時間（保育所が開いている時間）は基本的に11時間です。利用可能時間は、各保育所等の開所時間の範囲内での利用となります。

さらにその中で「保育を必要とする事由」の状況から、保育の必要量によって「保育標準時間（最大11時間）」と「保育短時間（最大8時間）」のいずれかに保育時間が認定され、保育所等を利用できる時間や利用者負担金（保育料）が決められます。

ただし、勤務形態や通勤時間等により8時間（保育短時間該当）の範囲に収まらず、恒常的に延長保育料が発生してしまう場合は、保育標準時間を認定される場合があります（認定変更は、必要に応じて当月1日もしくは翌月1日より変更します）。詳細については、町担当課へお問い合わせください。

保育を必要とする事由	必要量の区分	保育を必要とする事由	必要量の区分
就労【月120時間以上の勤務】	保育標準時間	災害の復旧	保育標準時間
就労【月120時間未満の勤務】	保育短時間	求職活動	保育短時間
妊娠・出産（産前産後期間）	保育標準時間	就学	就労に準じて判断
病気・けが・障がい	保育標準時間	虐待・DV	保育標準時間
介護・看護	保育標準時間	その他	状況によって判断

「保育の必要量の区分」は、「保育の必要性の認定区分」と併せて認定されます。

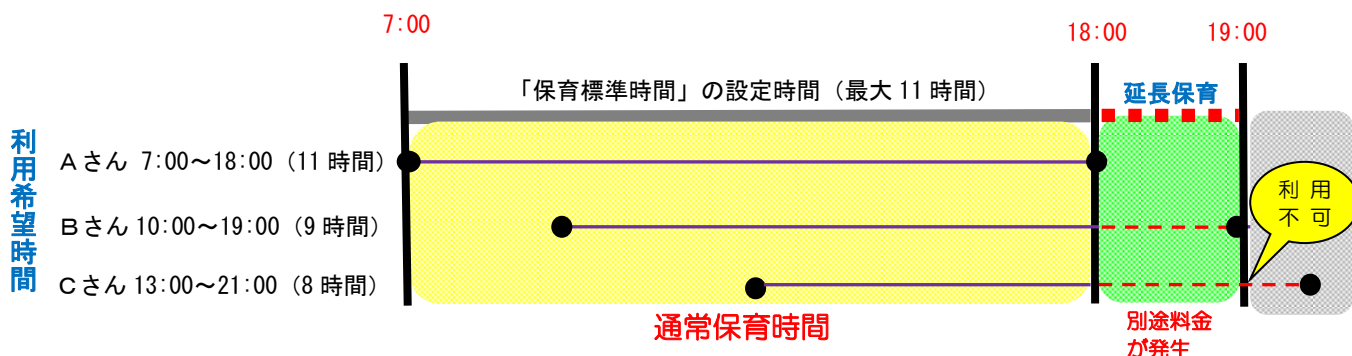
（例：「2号認定—保育標準時間」、「3号認定—保育短時間」）

なお、保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできませんが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することができませんのでご注意ください。



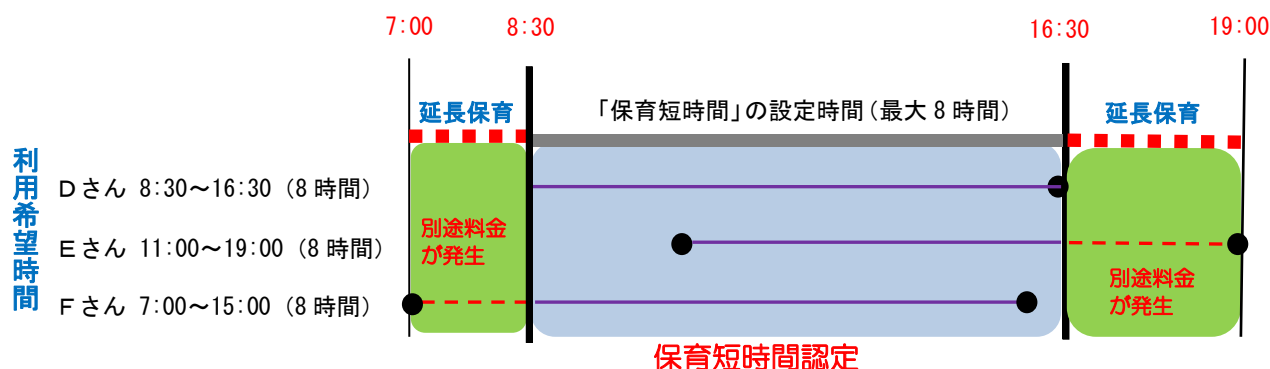
「保育標準時間」利用の一例

※留意事項 利用可能時間は、保育所等が通常開所している時間内の範囲での利用となります



「保育短時間」利用の一例

※留意事項 利用可能時間は、保育所が定める「保育短時間」の設定時間内での利用となります



この図での開所時間や、「保育短時間」の設定時間は一般的な例です。実際の時間は、保育所等によって異なりますのでご注意ください。実際に保育所等を利用する場合は、保育所等で定めた時間内にお子様を送迎する必要があります。

認定された保育時間（設定時間）を超える場合には延長保育となり、毎月の保育料とは別に延長保育料がかかります。延長保育の実施状況や延長保育の料金は保育所等によって異なります。

5. 「利用期間」について

保育所の利用期間は、小学校就学始期に達するまでの間で、保育が必要と見込まれる期間です。保護者の退職や、病気の回復などで、お子様の保育が可能になった場合は、保育所の利用を続けることはできません。

保育開始年齢は保育所等によって異なりますので、保育所等に確認してからお申込みください。

次の事由で保育所等を利用する場合は、その要件が発生している期間のみ保育所等をご利用できます。要件の期間が切れた場合は、他の要件が新たに発生しない限り保育所等を利用することができませんので、年度の途中であっても退所していただくことになります。

また、次年度において継続して入所を希望される場合には、入所申込みと同様の手続きをしていただく必要があります。毎年11月頃に次年度の入所申込みを受け付けています。

(1)「就労」の場合

就労している期間のみ保育所等を利用することができます。仕事を辞めて、その他の保育を必要とする事由に該当しない場合は保育所等を退所していただくことになりますのでご注意ください。

(2)「出産（産前産後期間）」の場合

出産（予定）月を基準として出産予定日前8週にあたる日の翌月1日、出産された日から8週後にあたる日の翌日が属する月の末日までの期間、保育所等を利用することができます。

第2子等出産後、育児休業中も在園児が保育所を利用する場合、在園児が就労のため入所していれば保育所等を継続して利用することができます（「**出産（産前産後期間）」で入所の場合は、産前産後期間終了後に在園児が退所となります**）。勤務先等からの就労証明書をご提出ください。

(3)「病気・けが・障がい」の場合

病気やけがなどの事由により保育所等を利用する場合は、医師が発行する診断書に記載される治療等を要する期間のみ利用することができます。

(4)「介護・看護」の場合

介護や病人の看護等の事由により保育所等を利用する場合は、看護等を必要とされる対象者の医師が発行する診断書に記載される看護等を要する期間のみ利用することができます。

(5)「求職中」の場合

求職活動の事由により保育所等を利用した場合は、利用期間が3か月間となります。3か月を経過すると保育所等を退所していただくことになりますのでご注意ください。

(6)「就学」の場合

就学している期間のみ保育所等を利用することができます。卒業した場合や休退学をした場合は保育所等を退所していただくことになりますのでご注意ください。

(7)「その他」の場合

災害にあったなど、上記の事由以外で保育所等を利用する場合、保育を必要とする事由の状況に応じて判断いたします。状況により必要な提出書類が異なりますので、町担当課までお問い合わせください。

※ならし保育について

入所直後は、環境の変化によるお子様のストレスを少なくするため、保育所に慣れるまで短い時間の保育（ならし保育）を行い、徐々に通常の保育時間にしていきます。就労等で入所される方は保育時間にご注意ください。ならし保育は4月1日から行いますが、期間はお子様の状況によって差がありますのでご了承ください。

6. 利用者負担金（保育料）について

幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳児クラスの子どもたちの利用者負担金（保育料）は無償になりましたが、給食費などは保護者の負担となります。

0歳から2歳児クラスの保育所等の利用にかかる利用者負担金（保育料）は世帯の収入に応じて決定しますが、住民税非課税世帯については、無償となります。松田町では、この利用者負担金は「保育所運営費負担金」という名称になっています。

保育料の軽減については、7ページを参照してください。

保育所運営費負担金は、4月分から8月分は前年度の町民税の所得割額を基に、9月分から翌年3月分は当該年度の町民税の所得割額を基に算定いたしますので、9月に保育料が変更となります。

【保育所運営費負担金（保育料）の算定基準】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
前年度の町民税（所得割額）を基に算定					当該年度の町民税（所得割額）を基に算定						

- （１）年度途中で２歳から３歳になった場合には、満３歳になった後の４月１日から保育料が無償になります。
- （２）保育料は、入所する月にかかわらず、入所する年度の４月初日の年齢によって決まります。
なお、入所後、年度途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。
- （３）保育所等の入所は、原則として月単位での入所となります（毎月１日からの入所）。月の途中から保育所等に入所することはできません。
- （４）保育料の算定の基礎となる所得が未申告等の場合は、最高額の保育料がかかることとなりますのでご注意ください。なお保護者が海外在住で市町村民税額が課税されていない場合、収入・社会保険料の支払状況を証明できる書類により市町村民税額を試算し、その額を市町村民税額とみなします。
- （５）退所に必要な書類の提出がない限り、登園の有無にかかわらず、保育料がかかります。
- （６）保育料決定後、修正申告等で税額が変更された方は、保育料も変更になることがありますので、速やかに申し出てください。

保育所運営負担金（保育料）算定の階層区分表

3号認定（0歳から2歳児クラス）

単位：円

階層	町民税所得割課税額	標準時間認定	短時間認定
100	生活保護世帯	0	0
200	町民税非課税世帯	0	0
300	～ 48,600 未満	13,600	13,500
400	48,600 以上 ～ 71,500 未満	20,400	20,200
410	71,500 以上 ～ 97,000 未満	21,000	20,700
500	97,000 以上 ～ 131,200 未満	30,200	29,800
510	131,200 以上 ～ 169,000 未満	31,100	30,700
600	169,000 以上 ～ 212,400 未満	40,200	39,700
610	212,400 以上 ～ 255,800 未満	41,400	40,800
620	255,800 以上 ～ 301,000 未満	42,700	42,000
700	301,000 以上 ～ 333,000 未満	52,800	52,100
710	333,000 以上 ～ 365,000 未満	54,400	53,600
720	365,000 以上 ～ 397,000 未満	56,000	55,100
800	397,000 以上 ～ 500,300 未満	61,600	60,600
810	500,300 以上 ～ 605,200 未満	67,200	66,200
820	605,200 以上	72,800	71,600

《保育料の軽減について》

「多子世帯軽減（第2子保育料無償化）」

松田町では令和4年4月から、小学校への就学前児童の兄弟・姉妹が同時に保育所等を利用している場合は、利用の2人目以降の保育料は無料となっています。また、兄弟・姉妹の上の子が幼稚園、認定こども園、障害福祉施設に在園している場合でも、保育所等を利用していることとみなして、同様の軽減措置を行っています。幼稚園、認定こども園、障害福祉施設へ在園している就学前児童がいることにより保育料の軽減措置を受ける場合には、各施設より「在園証明書（任意様式）」を発行してもらい、担当課へ提出してください。

なお、町民税所得割額が57,700円未満の世帯は、兄弟・姉妹の年齢制限はありません。

「ひとり親世帯等軽減」

ひとり親世帯等の保育料は、町民税所得割額が77,101円未満の世帯は軽減されます。ひとり親世帯等とは、ひとり親である世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている人や特別児童扶養手当、国民年金等の障害基礎年金などを受給している人（同居しているすべての人を含みます。）を有する世帯のことをいいます。

ひとり親世帯等に該当する場合には、その世帯であることを証明する書類の写し（各種手帳のコピー等）を担当課へ提出してください。

保育料の納付方法について

保育所の保育所運営費負担金（保育料）については、町に納付することになります。

保育料は口座振替と納付書の二通りの納付方法があります。口座振替にする場合は、「口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上、金融機関もしくは役場窓口に申請してください。申請用紙は、町内各金融機関又は松田町役場にあります。

口座振替は、次の金融機関の預金口座よりお取り扱いができます。なお、口座振替の開始は、お申し込みをされた翌月からとなります。

◎取扱金融機関 横浜銀行・スルガ銀行・さがみ信用金庫・かながわ西湘農協の本店
及び全支店、ゆうちょ銀行

保育料の納期限日は毎月末日（但し、12月分は1月4日。納期限日が土・日・祝日にあたる場合は、その翌営業日）となります。口座振替の場合は、納期限日に振替が行われます。納付書による納付の場合は、毎月中旬に納付書を郵送します。

保育料は、納期限日までに必ず納付してください。

なお保育料の滞納が続く場合、児童手当から徴収する場合があります。

7. 入所に必要な書類

保育所等の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。書類は町担当課にあります。家庭の状況や世帯構成によって必要な書類が異なりますので、漏れのないようご注意ください。
※入所調整において、申請書類一式を希望園と共有させていただく場合があります。

- （1）教育・保育給付認定申請書（現況）兼保育所等入所申込書
- （2）保育所入所家庭状況調査票

(3) 「保育を必要とする事由」を証明する書類

「保育を必要とする事由」に応じて、それぞれの保護者の状況を証明する書類をご提出ください。

保護者のほか、同居する65歳未満の働いている方・求職中の方・その他個別の事由がある方は、その全員分の提出が必要です。

保育を必要とする事由	提出書類	備 考
就労 育児休業	就労証明書 (自営業従事申告書)※	○就労証明書は、勤務先にすべての内容を記載してもらってください ○発行から3か月以内のものを提出してください ○雇用の形態が自営業の場合や事業主が親族(就労者本人を含む)である場合、もしくは内職やいわゆるフリーランスの場合には、自営業従事申告書と一緒に提出してください ○育児休業の場合は、育児休業期間を必ず記載してもらってください
妊娠・出産	母子手帳の写し	○出産予定日並びにお母様の名前が記載されているページの写しを提出してください
病気・けが・障がい	診断書・障害者手帳	○診断書には、治療期間を記入してもらってください
介護・看護	介護等を必要とする方の診断書・障害者手帳	○診断書には、看護が必要であることがわかる記載と治療期間を記入してもらってください
災害	り災証明書	
求職活動	ハローワークカード 雇用保険受給者資格証	○公共職業安定所(ハローワーク)から発行されるものを提出してください
就学	在学証明書 学生証	○学校の修学時間(時間割)がわかる書類を提出してください

これらの書類のほか、当年1月2日以降に松田町に転入してきた方は、保育料を算定するために個人番号(マイナンバー)の提出が必要となりますので、個人番号の分かる書類も併せてお持ちください。保育料の算定については、「6. 利用者負担(保育料)について」を参照してください。詳しくは、町担当課までお問い合わせください。

※自営業の方につきましては、新たに自営業従事申告書及び業務・実績等がわかる書類を併せて提出してください。

8. 入所の手続き

保育所への入所の手続きは、入所を希望される月により次のとおり異なっていますので、ご注意ください。なお、町外の保育所等への入所を希望される場合には、市町村により申込期日が異なりますので、お早めに町担当課へお問い合わせください。

また、保育所では、お子様の保育を行っていく際に、施設ごとに特色のある保育を行っています。申込みにあたっては、希望される保育所を、事前に必ずお子様とともに見学していただくようお願いいたします。見学を希望される場合は、直接保育所にお電話の上、お申込みください。

(1) 次年度4月の入所申込み

次年度4月から入所を希望される方は、入所希望の前年の11月頃に申請を受け付けています。

詳細は、毎年10月の広報にてお知らせしています。

(2) 年度途中の入所申込み

入所を希望される月の前々月の末日までに申請書類を提出してください。

9. 入所申込後の各種手続き

保育所等に入所された後、以下のような事由が発生した場合はお手続きが必要です。必ず町担当課までご連絡ください（手続きの際は、印鑑をご持参ください）。

（１）住所、氏名、電話番号に変更等があった場合

変更があった内容についてお知らせください。

【必要書類】支給認定変更申請書

（２）出産する場合

①出産前

出産によって変更となる状況（産前休暇の取得・退職等）をお知らせください。

【必要書類】支給認定変更申請書、分娩予定日のわかる母子健康手帳等のコピー

②出産後育児休業を取得する場合

育児休業中も、上のお子様の通所を希望する場合は、「就労証明書（町指定の様式）」に育児休業期間が記載されているものを提出してください。就労先で承認された育児休業期間中は、引き続き在所中のお子様の通所が可能です。育児休業の取得期間が決まり次第、就労先に証明していただき、速やかに提出してください。

【必要書類】支給認定変更申請書、就労証明書（育児休業期間が記載されたもの）

③出産により退職した場合

出産後の産後期間までは引き続き通所が可能です。その後も在園を希望する場合は、就労等の保育要件が必要です。

（３）仕事が変わった場合

変更後の就労状況についてお知らせください。

①転職した場合

【必要書類】支給認定変更申請書、就労証明書

②勤務地、勤務時間の変更や社名変更等の同一会社内での変更があった場合

【必要書類】支給認定変更申請書、就労証明書

（４）仕事をやめた場合

退職の事実をお知らせください。なお、その後の状況が保育要件に該当しない場合は、退所となります。

①継続してお子様の通所を希望する場合（求職活動を行うなど）

【必要書類】支給認定変更申請書、退職したことがわかる書類のコピー、ハローワークカードのコピー（次の就労先が決まっていない場合）

※求職活動の場合、３ヶ月以内に就労できない場合は退所となります。

②保育要件に該当しない場合（仕事をやめた後に、家庭で保育ができる状況である）

【必要書類】保育所退所届

（５）結婚した場合

世帯員が増えたことや、氏名・住所の変更等についてお知らせください。また、新しい保護者の町民税等課税状況に応じて保育料が再計算されます。

【必要書類】支給認定変更申請書、新しい保護者の保育要件がわかる書類（就労証明書等）

(6) 離婚した場合

世帯員が減ったことや、氏名・住所の変更等についてお知らせください。

【必要書類】支給認定変更申請書、口座振替依頼書（保育料の納付義務者が変更となり、口座を変更する場合のみ）

(7) 1か月以上保育所を利用しない場合

特別な理由がなく、保育所の利用がない月がある場合には、保育所は退所となります。ただし、次の理由により、保育所を休所する場合には、2か月を限度として休所することができます。

- ①お子様が傷病等により、一時的に通所ができない状況である場合
- ②保護者が入院のため、一時的に児童がほかに預けられ、通所ができない状況である場合
- ③保護者が出産のため、一時的に児童がほかに預けられ、通所ができない状況である場合

【必要書類】保育所休所届

なお、休所中であっても在籍しているため、保育料は納入していただくことになります。

10. 退所するときは

父母等の退職等により家庭での保育が可能となり退所する場合には、「保育所退所届」を提出してください。町外に転出する場合も「保育所退所届」を提出していただくことになります。なお、転出しても継続して同じ保育所を希望される場合は、転出先の市町村で保育所入所の手続きをしてください。この手続きをしないと入所することはできませんのでご注意ください。

また、「保育所退所届」は退所する月の15日頃までに提出するようにしてください。提出が遅れると、翌月の保育料をお支払いいただく場合がありますのでご了承ください。

なお、保育料については月の途中の退所であっても、月の初日に在籍していた場合には、その月の1か月分の保育料をお支払いいただくことになります。町外に転出し、継続して同じ保育所を利用する場合においては、原則として月の初日に在籍していた市町村に、その月の保育料をお支払いいただくことになりますのでご承知おきください。

11. その他の保育サービス

(1) 病児保育室 ピーターパン

保育時間 月曜日～金曜日 7:30～18:30 （土日・祝日はお休み）

利用料 2,000円（1日）

対象 生後4か月～小学校3年生

問合せ ☎85-3223 開成町みなみ5丁目4番地17

(2) ファミリー・サポート松田

利用時間 月曜日～金曜日 7:00～19:00 基本料金350円（30分）

土・日・祝日・年末年始、上記時間以外 基本料金450円（30分）

対象 生後4か月～小学校6年生

問合せ ☎83-3123 松田町松田惣領321-1

※利用料金を助成する制度があります。詳細は町にお問い合わせください。

12. 松田町内の保育所等

松田町にある保育所等は、「松田さくら保育園」と「サンライズキッズなのはな保育園」です。

松田さくら保育園

名称	社会福祉法人 西さがみ福祉会 松田さくら保育園		
住所	〒258-0004 松田町松田庶子 162 番地 1		
電話番号	0465-46-8300		
ホームページ	https://kosodate-web.com/matsudasakura/		
受入年齢	生後4か月～小学校就学前 ※生後4か月となっていますが、お子様の様子や保育園の受入れ状況等により、4か月以上経過してからの受入れとなることもあります		
定員	120 人 0 歳児 12 人、1 歳児 18 人、2 歳児 21 人、 3 歳児から 5 歳児 各 23 人		
開所時間	月曜日～金曜日 午前7時00分～午後6時00分 土曜日 午前7時30分～午後4時00分 ※土曜日の利用は、必ず事前に相談してください		
休園日	日曜日、祝日、年末年始		
保育提供時間 及び延長保育	保育標準時間 (11 時間)	設定時間	午前7時00分～午後6時00分
		延長保育	午後6時00分～午後7時00分 料金 30分毎に200円
	保育短時間 (8 時間)	設定時間	午前8時30分～午後4時30分
		延長保育	朝 午前7時00分～午前8時30分 夕 午後4時30分～午後7時00分 料金 30分毎に200円
一時預かり保育	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 料金 1 時間500円、食事300円（おやつのみは100円） ※利用には、予約が必要です		

※利用や相談については、保育園に直接お問い合わせください。

サンライズキッズなのはな保育園

名称	松田町小規模保育所 サンライズキッズなのはな保育園		
住所	〒258-0003 松田町松田惣領 1192 番地 5		
電話番号	0465-83-2121		
ホームページ	https://www.sunrisekids-hoikuen.com/nanohana/		
受入年齢	0歳（生後4か月）～2歳 ※生後4か月となっていますが、お子様の様子や保育園の受入れ状況等により、4か月以上経過してからの受入れとなることもあります		
定員	19人 0歳児3人、1歳児8人、2歳児8人		
開所時間	月曜日～金曜日 午前7時00分～午後6時00分 土曜日 午前7時30分～午後4時00分 ※土曜日の利用は、必ず事前に相談してください		
休園日	日曜日、祝日、年末年始		
保育提供時間 及び延長保育	保育標準時間 （11時間）	設定時間	午前7時00分～午後6時00分
		延長保育	午後6時00分～午後7時00分 料金 30分毎に600円
	保育短時間 （8時間）	設定時間	午前8時30分～午後4時30分
		延長保育	朝 午前7時00分～午前8時30分 夕 午後4時30分～午後7時00分 料金 30分毎に600円
その他			

※利用や相談については、保育園または町にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037番地

松田町子育て健康課 子育て支援係（役場2階）

電話番号：0465-84-5544 FAX：0465-44-4685